

藻 類

THE BULLETIN OF JAPANESE
SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和 48 年 9 月 September 1973

目 次

<i>Fucus vesiculosus</i> の生育におよぼす塩分の 影響について	W. SCHRAMM・大野正夫 81
函館湾に生育するツルシラモについて	山本 弘 敏 86
ノリの糸状体培養のホタテ殻についた藍藻ヒエラ	黒木宗尚・渡辺 信 92
Studies on the marine flora of southern Taiwan	YOUNG-MENG CHIANG 97
霧ガ峰湿原のツツミモ相	落合 照雄 103
霧ガ峰湿原産ツツミモ目録	落合 照雄 108
Prof. Dr. F. GESSNER の訃	大野 正夫 107
新 著 紹 介	千原 光雄 114
学 会 録 事	115

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類学会々則

- 第1条 本会は日本藻類学会と称する。
- 第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 総会の開催(年1回)
 2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
 3. 定期刊行物の発刊
 4. その他前条の目的を達するために必要な事業
- 第4条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。
- 第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第6条 会員は次の3種とする。
1. 普通会員(藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)。
 2. 名誉会員(藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
 3. 特別会員(本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)。
- 第7条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。
- 第8条 会員は毎年会費1800円(学生は半額)を前納するものとする。但し、名誉会員(次条に定める名誉会長を含む)及び特別会員は会費を要しない。外国会員の会費は2100円とする。
- 第9条 本会には次の役員を置く。
- 会長 1名。 幹事 若干名。 評議員 若干名。 会計監事 2名。
- 役員の任期は2ケ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き3期選出されることは出来ない。
- 役員選出の規定は別に定める。(付則第1条～第4条)
- 本会に名誉会長を置くことが出来る。
- 第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。会計監事は前年度の決算財産の状況などを監査する。
- 第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。
- 第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年4回刊行し、会員に無料で頒布する。
- (付 則)
- 第1条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める(その際評議員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る)。幹事は会長が会員中よりこれを指名委嘱する。会計監事は評議員会の協議により、会員中から選び総会において承認を受ける。
- 第2条 評議員の選出は次の二方法による。
1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
 2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の1/3を越えることは出来ない。
- 地区割は次の7地区とする。
- 北海道地区。東北地区。関東地区(新潟、長野、山梨を含む)。中部地区(三重を含む)。近畿地区。中国・四国地区。九州地区(沖縄を含む)。
- 第3条 会長、幹事及び会計監事は評議員を兼任することは出来ない。
- 第4条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次点者をもって充当する。
- 第5条 会員がバックナンバーを求めるときは各巻1800円、分冊の場合は各号600円とし、非会員の予約購売料は各号900円とする。
- 第6条 本会則は昭和48年10月1日より施行する。

会 告

会費納入のお願い

会誌発行、その他本学会運営のすべては会費収入に依存しております。会費は前納がたてまえになっておりますが、10月30日現在で64%しか納入されていません。会費の未納額は、雑誌発送の都度、封筒及び同封の振替用紙に明示してありますので、折り返し振替送金くださるようお願いいたします。

なお、昭和48年10月1日の本学会総会において学生は、会費が半額、つまり年間900円で、昭和48年4月1日にさかのぼって施行されます。そのため、すでに本年度分1,800円を納入された方は、来年度も学生である場合には、昭和49年度分まで前納されたこととなります。

学生の会員の事務上の確認は年度毎に、指導教官の署名捺印による身分証明書の提出によって行ないます。(身分の証明には会費納入の際、振替用紙の通信欄を利用しても良い)。

なお、事務手続上、本年度の学生の会員の实数を把握する必要がありますので、学生であることをハガキ(教官の署名捺印が必要で)で、(3月31日まで)本会庶務幹事宛ご連絡下さい。ご連絡がない場合は普通会员扱いとなります。

日本藻類学会懇談会開催について

来る4月4日、日本水産学会を機に下記の如く本学会春季懇談会を開催致したく存じますので、ご出席下さるようご案内申し上げます。

日時 昭和49年4月4日(木)午後6時

会場 東京水産大学内

会費 1,500円

出席ご希望の方は3月25日(必着)までに

東京都港区港南4-5-7

東京水産大学 岩本康三幹事宛

ご連絡下さい。

投稿規定の一部変更について

- (1) 第21回総会において、投稿原稿の制限頁数の厳守が決議されましたのでご承知下さい。
- (2) 原稿は簡潔に書き、論文、綜説は図、表、摘要、文献などを合せて印刷6頁以内、論文抄録、紀行文、雑録その他は印刷3頁以内を原則とします。印刷1頁は400字詰用紙で2.5枚ですが、図表が入りますと、原稿1枚が印刷1頁になる場合がありますから注意して下さい。長くなりそうなものは予め2編に分けて投稿して下さい。
- (3) なお、とくに編集委員及び幹事が必要と認めた場合は、制限頁数を越えた分の実費を著者負担でのせることがあります。
- (4) 原稿は正本1部のほか、副本1部(正本のコピーで良い。但し、写真はゼロックスコピーなど不鮮明なものは不可)計2部を送付することに改めます。
- (5) 論文、綜説に限り、欧文題目及び200語以内の欧文摘要をつけること、欧文は成るべく英、独語を用いることという前号の記述は誤りで欧文は英文のみと訂正致します。

昭和48年10月30日現在で投稿未掲載数は、分類形態4編，フロラに関するもの8編となっております。本誌の編集は毎号、分類形態、生理生化学、生態、分布等藻類に関する各研究分野にわたってバランスのとれたものにしたいと存じます。各分野からの投稿を期待しております。

日本藻類学会総会開催のご案内

日本藻類学会は本年10月25日(木)から27日(土)まで、東京大学本館(本館)にて開催いたします。

会場は「中内室」です。入場料は無料です。お申し込みは、お申し込み用紙を添付して、

理事 中内 邦子 (木) 10月15日(水)まで、お申し込みください。

〒100 東京都千代田区千代田1-8-1

日本藻類学会

〒100 東京都千代田区千代田1-8-1 本館10階

電話 03-5541-1111(代)

理事 中内 邦子 (木) 10月15日(水)まで

お申し込み